

下水道の接続と使用①

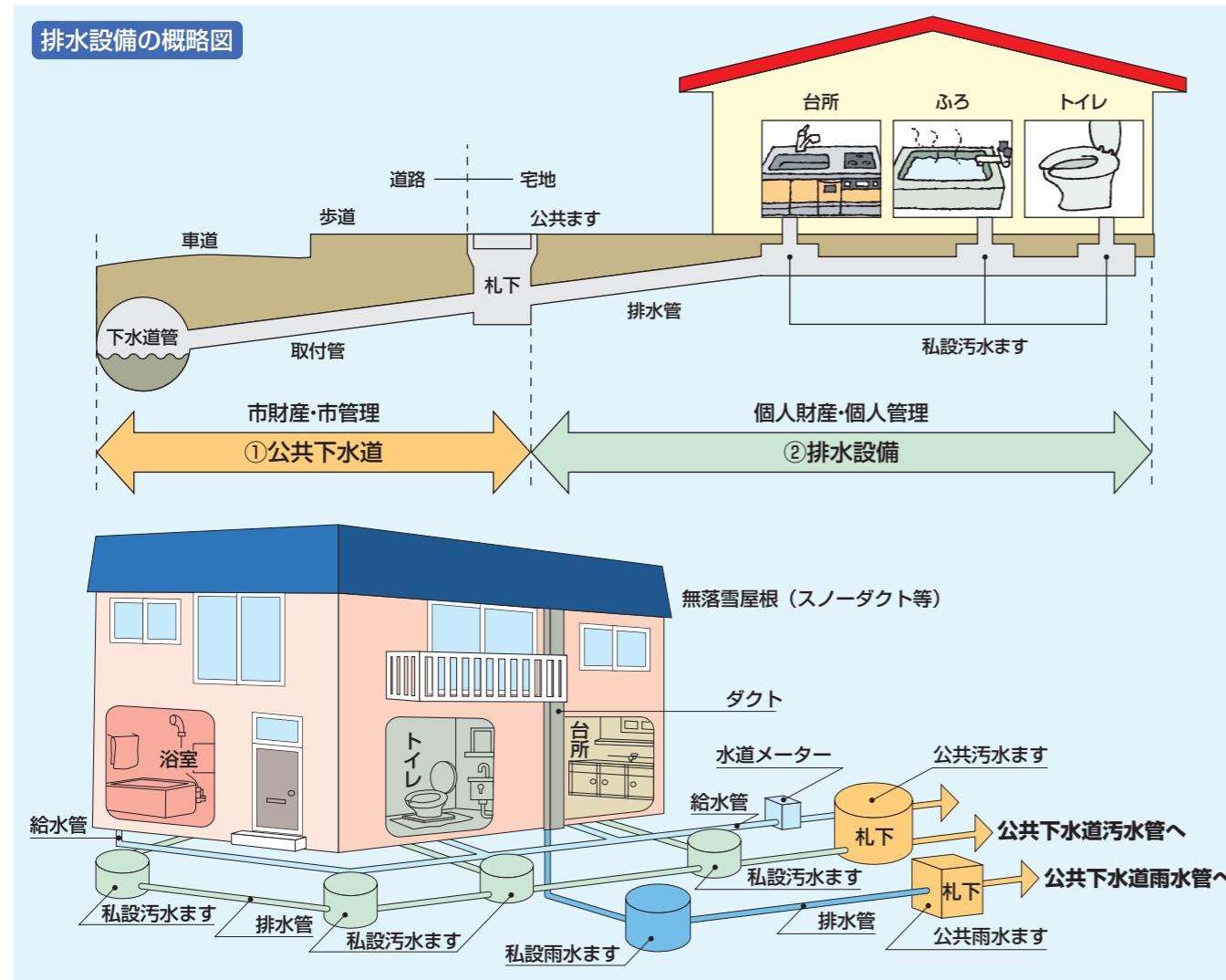
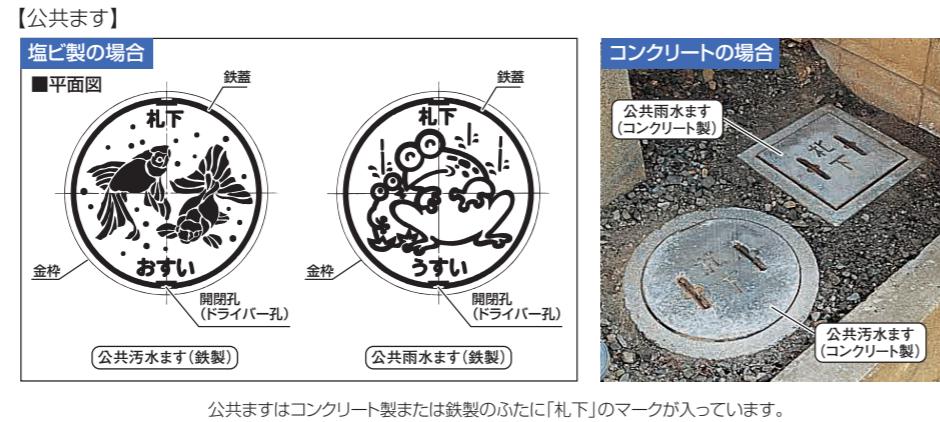
公共下水道が整備され、水再生プラザで下水を処理することができる区域になると「供用及び処理開始区域」として告示されます。

告示された区域の建築物等の所有者には、次のことが義務付けられています。

- 台所や風呂場等の汚水をU型側溝等に流している場合は、告示されてから6ヶ月以内に排水設備を設置し公共下水道に流さなければなりません。
- くみ取り式便所は、告示されてから3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。

排水設備とは

家庭で使った水（汚水）や宅地内に降った雨を公共まで流す宅地内の排水管や私設ますなどを「排水設備」といいます。排水設備は個人の設備であり、設置や維持管理は個人で行います。一方、公共ます、取付管、下水道管を「公共下水道」といい、札幌市が設置や維持管理を行います。



排水設備指定工事業者制度

宅地内の排水設備等の工事（水洗トイレや融雪機器など）は、一定の要件を満たす指定工事業者でなければ、行うことはできません。

住宅等の新築・改築工事の際に、排水設備等の工事をする場合は、必ず指定工事業者に依頼してください。

札幌市 排水指定工事業者

検索

排水設備設置の確認申請

排水設備を設置・改築しようとする場合は、必ず工事着手前に「排水設備設置等確認申請書」を提出しなければなりません。

札幌市は、提出された「排水設備設置等確認申請書」を法令等の基準に基づき審査します。

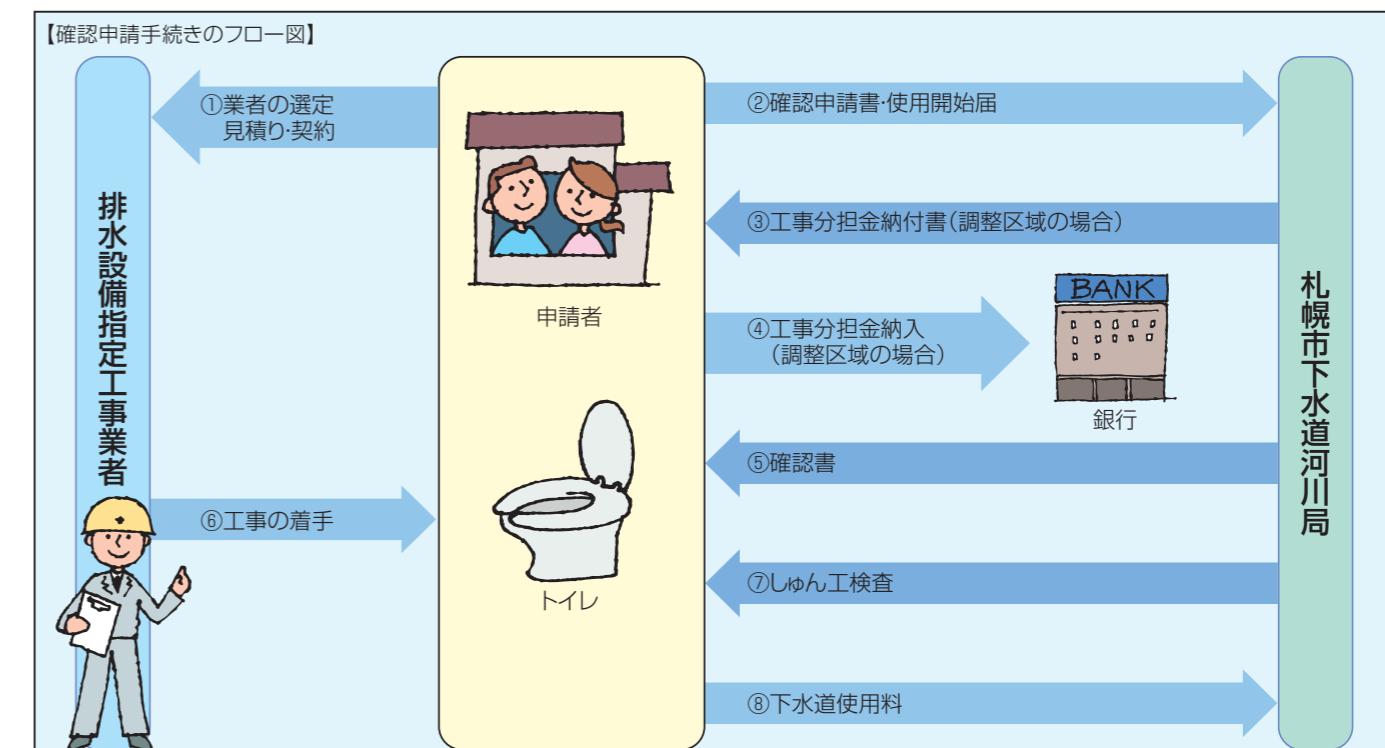
審査の結果、基準に適合していることを確認した場合は、申請者に対し「排水設備設置等確認書」を通知しますので、この確認を受けた後、工事に着手してください。

また、工事しゅん工後はすみやかにしゅん工検査願を提出してください。

※確認申請のない無届工事や指定工事業者以外の工事は、条例違反となります。（行政処分の対象となります）。

排水設備設置等確認申請書

排水設備設置等確認書



問い合わせ先 事業推進部 排水指導課（☎011-818-3422）